（技術振興官の職務）

第百九十九条　技術振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術の振興に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関すること。

三　装備品等に関する知的財産の管理に関すること。

四　装備品等に関する規格の制定に関すること。

五　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の管理及び提供に関すること。

第五目　調達管理部

（調達管理部に置く課等）

第二百条　調達管理部に、調達企画課並びに原価管理官一人及び企業調査官一人を置く。

（調達企画課の所掌事務）

第二百一条　調達企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調達管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。

三　装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。

四　装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部並びに原価管理官及び企業調査官の所掌に属するものを除く。）。

五　装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。

六　装備品等の標準化の促進に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、調達管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（原価管理官の職務）

第二百二条　原価管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（企業調査官の所掌に属するものを除く。）。

二　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関する業務の総括に関すること。

三　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。

（企業調査官の職務）

第二百三条　企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関する企業における経理の適正性の調査に関すること。

二　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な企業における生産活動の効率性の調査に関すること。

三　装備品等及び役務の調達に関する原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

四　装備品等及び役務の調達に関する検査その他の契約の履行（契約の履行の促進に関することを除く。）に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

五　装備品等及び役務の調達に関する検査等の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。

第六目　調達事業部

（調達事業部に置く課長に準ずる職）

第二百四条　調達事業部に、需品調達官一人、武器調達官一人、電子音響調達官一人、艦船調達官一人、通信電気調達官一人、航空機調達官一人及び輸入調達官一人を置く。

（需品調達官の職務）

第二百五条　需品調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　調達事業部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　食糧その他の需品、施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材（以下この条において「需品等」という。）並びに需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する業態調査に関すること。

三　需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

四　需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

五　需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

六　需品等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

七　需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

八　需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

九　需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

十　需品等及び需品等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十一　需品等の試作品及び輸送の役務の検査の実施に関すること。

十二　需品等の調達品の品質試験に関すること。

十三　前各号に掲げるもののほか、調達事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（武器調達官の職務）

第二百六条　武器調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）並びに武器等に関する役務に関する業態調査に関すること。

二　武器等及び武器等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三　武器等及び武器等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四　武器等及び武器等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五　武器等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。

六　武器等及び武器等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

七　武器等及び武器等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。

八　武器等及び武器等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

九　武器等及び武器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

十　武器等の試作品の検査の実施に関すること。

十一　武器等の調達品の品質試験に関すること。

（電子音響調達官の職務）

第二百七条　電子音響調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　電波器材、磁気器材、音響器材、誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材（以下この条において「電波器材等」という。）並びに電波器材等に関する役務に関する業態調査に関すること。